

【アメリカ】人工知能（AI）分野における主導権維持に関する大統領令

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

* トランプ大統領は、2019年2月11日、人工知能（AI）分野におけるアメリカの優位性を維持し、一層促進するための大統領令を制定した。

1 経緯

トランプ（Donald J. Trump）大統領は、2018年5月に人工知能（AI）技術に関する産官学の代表とのサミットを開催し、2019年2月5日の一般教書演説では、将来の最先端産業に投資することは非常に重要であるとしていた。2月11日に、連邦政府の各省庁がAI技術開発に対して優先的に投資を拡充し、AI分野においてアメリカが優位を確立するための大統領令「AI分野におけるアメリカの主導権維持」¹（AI大統領令）が制定された。同日、「AI及び重要技術における合衆国優位の保護」国家安全保障大統領覚書²も発出された。これらにより、「アメリカのAIイニシアティブ」政策が開始された。大統領は、アメリカがAI分野において主導権を維持することは、国家安全保障、経済安全保障を確保する面で、最重要としている³。

2 大統領令の概要

AI大統領令は全10条で構成されており、その概要は次のとおりである。

第1条 政策及び原則 アメリカのAIイニシアティブは次の5原則に従う。

- ・合衆国は、連邦政府、産業界、学界を挙げて、AIの技術的ブレークスルーを推進しなければならない。
- ・合衆国は、AI技術の安全な試験や展開のため、適切な技術基準の策定を推進し、障壁を取り除かなければならない。
- ・合衆国は、現在及び将来世代の労働者の、AI技術の開発や応用のためのスキルを訓練しなければならない。
- ・合衆国は、AI技術に対する一般の信頼を醸成し、AIの応用においては市民の自由、プライバシー及びアメリカの価値観を保護しなければならない。
- ・合衆国は、AI技術における技術的優位性を守りつつ、アメリカのAI研究に対する国際的な支持やアメリカのAI産業のための自由な市場を推進しなければならない。

第2条 目標 各省庁の戦略目標は、次のとおりとする。

- ・産業界、学界、国際的なパートナー等と協力して、AI技術開発のための投資を促進する。
- ・連邦政府のデータ、モデル等の高品質な情報資源へのアクセスを向上させる。
- ・アメリカの技術、安全保障、市民的自由、プライバシー、価値観を守りつつ、AI技術利用へ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ “Executive Order 138539 of February 11, 2019, Maintaining American Leadership in Artificial Intelligence,” *Federal Register*, Vol.84, No.31, February 14, 2019, pp.3967-3972.

² “Protecting the United States Advantage in Artificial Intelligence and Related Critical Technologies,” National Security Presidential Memorandum of February 11, 2019.

³ “Accelerating America’s Leadership in Artificial Intelligence,” February 11, 2019. <<https://www.whitehouse.gov/articles/accelerating-americas-leadership-in-artificial-intelligence/>>

の障壁を低減する。

- ・技術的基準は、確実に、悪意のある者の攻撃からの脆弱性を最小とし、連邦の優先課題を反映する。また、これらの優先課題を推進する国際基準策定を確実にする。
- ・労働者が AI の可能性を最大限活用できるよう、次世代の AI 研究者及び利用者を訓練する。
- ・合衆国の AI 技術の優位性を守る行動計画を策定し、実施する。

第 3 条 役割及び責務

AI イニシアティブは、国家科学技術会議（NSTC）AI 特別委員会（特別委員会）において調整されるものとする。活動は、基礎的研究や開発等を実施する省庁（実施省庁）で実施する。

第 4 条 AI 研究開発への連邦の投資

- ・AI の研究開発又は資金援助を行う実施省庁の長は、AI の研究開発をその省庁の優先課題としなければならない。予算要求の際にも、反映させなければならない。
- ・AI の研究開発を行う省庁の長は、AI の優先課題に沿った予算を組まなければならない。また、民間や学界、地方政府等と協力しなければならない。

第 5 条 AI 研究開発のためのデータ及びコンピュータ資源

- ・全省庁の長は、連邦政府以外の AI 研究機関等が連邦のデータ及びモデルの利用を拡大する可能性について、検証しなければならない。
- ・国防長官等は、高性能コンピュータ資源を AI 関連分野へ優先配分しなければならない。
- ・180 日以内に⁴、特別委員会は、クラウドコンピュータシステムの AI 研究開発へのより良い使用に関する勧告に関する報告書を大統領に提出する。
- ・特別委員会は、アメリカ技術会議に適宜専門的知見を提供するものとする。

第 6 条 AI 応用規制指針

- ・180 日以内に、行政管理予算局長（OMB 局長）は、関係機関等と調整の上、各省庁の長に対し、各省庁における AI により可能となる技術や産業分野の規制等の策定に関する周知や、AI 技術利用の障壁削減方策に関する覚書を発出するものとする。
- ・当該覚書から 180 日以内に、実施省庁の長は、その AI 応用に関する規制権限を見直し、覚書に沿って実施する計画を OMB に提出する。
- ・180 日以内に、商務長官は、AI 技術使用に関する、技術基準の策定に関する連邦の関与に関する計画を策定する。

第 7 条 AI 及びアメリカの労働力

- ・教育資金を提供する実施省庁の長は、連邦奨学金等で AI を優先分野とするものとする。
- ・90 日以内に、特別委員会は、AI 関連教育及び労働力開発に関する勧告を、NSTC に提出するものとする。
- ・特別委員会は、AI とアメリカの労働力について、国家労働力会議に適宜専門的知見を提供するものとする。

第 8 条 AI 技術におけるアメリカの優位を守る行動計画

国家安全保障大統領補佐官は、120 日以内に、アメリカの安全保障上の利益に重大な、AI 技術における優位を守る行動計画を策定し、大統領に提出する。大統領の承認後、行動計画は関連する全省庁により実施されるものとする。

⁴ 大統領令の 2019 年 2 月 11 日からの日数。以下の条文でも同じ。